

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止め等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼玉県知事 外1名

準備書面 (7)

平成18年6月14日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



第1 被告適格について

1 訴状 第1 請求の趣旨1(3)の支出の差止めについて

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金（以下、当該事業を「基金事業」、当該負担金を「基金事業負担金」という。）については、被告答弁書において「埼玉県公営企業管理者には被告適格はなく不適法な訴えである。」と述べたが、その理由を補足する。

八ッ場ダムにおける基金事業については、関係する1都3県及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金と埼玉県が、その経費について協定（乙第34号証）を締結して実施している。従って、当該支出の原因は、この協定によるものである。

この協定に基づく基金事業負担金の支出に関しては、各年度の予算において措置すべきことであることから（地方自治法第210条），埼玉県においては、知事部局の土地水政策課が予算案を作成し、知事は地方自治法第211条第1項に基づき、予算を調製し、議会の議決を経て、予算化しているものである。



そして、実際に埼玉県を代表する埼玉県知事名で支出していることから、埼玉県知事が当該支出に関する権限を有するもので、被告適格者に該当すると考えるものである。

2 訴状 第1 請求の趣旨 3 (2) の支出の差止めについて

水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金（以下、当該事業を「水源地域整備事業」、当該負担金を「経費負担金」という。）については、被告答弁書において「同経費負担金の支出の権限は、埼玉県公営企業管理者にあり埼玉県知事には当該権限はない。よって、埼玉県知事には被告適格はない。」と述べたが、その理由を補足する。

八ッ場ダムにおける水源地域整備事業については、関係する1都4県の経費負担について、利水割合（ダム本体事業の利水に関する負担割合）によるものと決定し、関係する1都3県と埼玉県が協定（乙第33号証）を締結して実施している。従って、当該支出の原因は、この協定によるものである。

この協定に基づく経費負担金については、埼玉県の内部において知事と公営企業管理者が協議し、ダムが完成するまでの間は、公営企業管理者が埼玉県を代表して支払うことと決定し、支出しているものである。

経費負担金の支出に関しては、各年度の予算において措置すべきことであることから、公営企業管理者は、地方公営企業法第9条第3号及び第4号に基づき、知事に予算原案を提出し（乙第58号証）、知事は地方自治法第211条第1項に基づき予算を調製し、議会の議決を経て、企業局の事業として予算化し、地方公営企業法第9条第11号に基づき、実際に公営企業管理者が支出していることから、公営企業管理者が当該支出の被告適格者に該当すると考えるものである。確かに、協定を締結したのも知事であり、予算の調製権も長（知事）にあるが、本件においては、直接支出しているのは公営企業管理者であるから、直接支出を命じている公営企業管理者が被告として適格であると考えるものである。

以上

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
 原告 藤永知子 外31名
 被告 埼玉県知事 外1名

証拠説明書

平成18年6月14日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関口幸



号証	標目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙58	平成16年度公営企業会計当初予算 見積調書	写し H15.11.14	埼玉県公営企業 管理者	・水源地域対策特別措置法 第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金支出権限が埼玉県公営企業管理者にあること。